# 入札公示

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和２年７月10日

支出負担行為担当官

中国地方整備局長　水谷　　誠

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名

令和２年度簡易型河川監視カメラシステム改良他業務（電子入札案件）（電子契約案件）

⑶　業務内容　本業務は、国土交通省が所管する簡易型河川監視カメラ画像提供システムの改良を行う業務である。システムの管理機能について改良を行うとともに、既存のＣＣＴＶカメラシステムとの連携に向けたシステムの構築、国土交通データプラットフォームについても検討を実施する。

主な業務内容は以下のとおりである。

・計画準備
・資料収集・整理
・簡易型河川監視カメラ画像提供システム改修
・国土交通データプラットフォームとの連携検討
・報告書作成

⑷　本業務において技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。

①　静止画像ファイル提供機能の改修において、効率的に使用できるシステムの構築についての留意点

⑸　履行期間　契約締結の翌日～令和３年２月26日

⑹　本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

⑺　本業務は、若手技術者の育成支援を目的とした試行業務である。

⑻　本業務は、歩掛見積の提出を求め、予定価格に反映させる業務である。

⑼　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

2　参加資格

⑴　技術提案書の提出者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①　単体企業

ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ）中国地方整備局における平成31・32年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。

エ）参加表明書提出期限日から見積もり合わせ日までの期間に、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けていないこと。

オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

②　設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年７月10日付け中国地方整備局長）に示すところにより、中国地方整備局長から令和２年度簡易型河川監視カメラシステム改良他業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を技術提案書提出の時において受けているものであること。

⑵　参加表明書を提出しようとする者（設計共同体の各構成員を含む）の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

［1］　資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1）子会社等（会社法第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

2）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

［2］　人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし１）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1）一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i)　会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii)　会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii)　会社法第２条第15号に規定する社外取締役

(iv)　会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

イ）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ウ）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

エ）組合の理事

オ）その他業務を執行する者であって、ア）からエ）までに掲げる者に準ずる者

2）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

［3］　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合　組合（設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記［1］又は［2］と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　参加表明者の経験及び能力

⑵　配置予定技術者の経験及び能力

⑶　当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　配置予定技術者の経験及び能力

⑵　業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他

⑶　評価テーマに関する技術提案